

会議録

会 議 の 名 称	令和 8 年度第 1 回西東京市防災会議
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 3 時から午後 4 時
開 催 場 所	西東京市防災センター 5 階 災害対策本部室
出 席 者	池澤会長、萱野委員、後藤委員、山崎委員、金子委員、西脇委員、秋元委員、仲辻委員、沼田委員、三輪委員、小松委員、瀧島委員、小高委員、沢田委員、篠宮委員、野口委員、五十嵐委員、高橋委員、田喜知委員、栗田委員、佐藤委員、遠藤委員、小菅委員、白井委員、古厩委員、下田委員、佐野委員 代理出席：稲垣委員に代わって根岸市町村連携課長、後藤委員に代わって櫻井警備課長、土屋委員に代わって小田総務部長、浅倉委員に代わって植村副支店長、高尾委員に代わって、上川副支店長 事務局：仲課長、阪本係長、伊藤主査、宮下主任、倉永主事 欠席委員：浅野委員、伊集院委員、澁谷委員
議 題	(1) 西東京市地域防災計画について (2) 令和 8 年度西東京市総合防災訓練について (3) その他
会 議 資 料 の 名 称	資料 1 西東京市地域防災計画について 資料 2 令和 8 年度西東京市総合防災訓練案について 参考資料 災害時応援協定等締結状況
記 録 方 法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○事務局 ただいまより、令和 8 年度第 1 回西東京市防災会議を開催いたします。 本日進行を務めさせていただきます、危機管理課長の仲と申します。 よろしくお願いいたします。 初めに、配布資料の確認をさせていただきます。 机上には、 ・委員名簿 ・本日の次第 ・資料 1 西東京市地域防災計画について ・資料 2 令和 8 年度西東京市総合防災訓練案について ・参考資料 災害時応援協定等締結状況 資料についての説明は以上となりますが、資料の過不足などありますでしょうか。 続きまして、委嘱状の交付を実施させていただきます。 今回の委嘱状の交付対象者は、令和 8 年 4 月以降、新たに委員にご就任いただいた皆様となります。 なお、委嘱状の交付につきましては、会長である池澤市長より交付させていただきます。 該当される方につきましては、恐縮ではございますが、市長がお席まで参りましたら、その場にてご起立をお願いいたします	

<委嘱状交付>

また、令和8年7月1日付けの新たな任期におきましても、委員をお引き受けいただいております皆様におかれましては、ご継続いただき、ありがとうございます。

引き続き、本市の防災対策の推進にお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、継続して委員をお願いしております皆様の委嘱状につきましては、配布させていただいておりますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

また、本日の委員名簿につきましては、前回会議から変更となった委員の皆様を網掛けで表示しておりますので、あわせてご確認くださいませようをお願いいたします。

それでは、これより令和8年度第1回西東京市防災会議を開会いたします。

開会にあたりまして、西東京市防災会議会長 池澤市長より、ご挨拶申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○会長

<挨拶>

○事務局

ありがとうございました。

それでは本日の会議の進行でございますが、西東京市市民参加条例第3条により会長である西東京市長が務めることとなっておりますので、会長、以後の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、「西東京市市民参加条例」の例に倣い、会議を公開したいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

<異議なし>

傍聴される方がいらっしゃれば、これを認めることといたします。

傍聴される方は、いらっしゃいますか。

○事務局

いらっしゃいません。

○会長

それでは、次第に基づき進行させていただきます。

なお、「西東京市市民参加条例」の例に倣い、会議録を作成し、公開することとしておりますので、委員の皆様にはご了承をお願い致します。

はじめに、議題1「西東京市地域防災計画について」事務局から説明願います。

○事務局 危機管理課長

それでは、議題1「西東京市地域防災計画について」ご説明させていただきます。

資料につきましては、資料 1 をご覧いただければと思います。

今回の取組でございますが、西東京市地域防災計画につきまして、大きく 3 点の見直し・修正が必要となりましたので、順にご説明をさせていただきます。

まず、資料 1-1 をご覧いただければと思います。

今回の見直しは、令和 7 年度から本市災害医療コーディネーターを中心に、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会の四師会や、市内病院とも協議を重ね、災害時に限られた医療資源をより効果的に活用することを目的として整理したものです。

現行体制の課題についてご説明します。

これまで本市では、避難所となる小・中学校に併設するような形で「緊急医療救護所」を設置することとしておりました。

しかし実際には、多くの災害拠点病院でも病院独自で傷病者の重症度を判定する「トリアージ」を実施する体制を整えることとなるため、市の救護所と病院の役割が重複するという課題がございました。

病院から離れた場所に設置された救護所では、中等症以上の患者を一度救護所で受け入れた後、改めて病院へ搬送する必要がある、治療開始までに時間を要することも懸念されておりました。

こうした課題を踏まえ、今年度の取組で医療救護体制を次のように見直したいというところでございます。

見直しのポイントは、大きく二つです。

一つ目は、「緊急医療救護所」の配置を見直すことです。

設置場所を、市内の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の敷地内、またはその近接地としたいと考えてございます。

対象となるのは、

- ・佐々総合病院
- ・西東京中央総合病院
- ・保谷厚生病院
- ・武蔵野徳洲会病院

の 4 か所です。

病院前または近接地でトリアージと軽症者への応急処置を行うことで、中等症・重症患者は速やかに病院で治療を開始できる体制へ移行いたします。

二つ目は、「避難所医療救護所」の見直しです。

こちらの設置基準につきましては、東京都のガイドラインに合わせ、原則として避難者 500 人以上の避難所又は福祉避難所へ変更したいと考えてございます。

この避難所医療救護所の役割でございますが、主に避難が開始されてから 3 日目以降の避難所の対応というところでございますので、発災後 72 時間を経過した後の状況を見据えまして、避難所生活や在宅避難をされている方を含めた健康管理や巡回診療、こういったところを中心とする体制に見直しをしてまいりたいと考えているものでございます。

今回の見直しにより、限られた医療資源をより効果的に配置し、災害時に一人でも多くの命を守る医療救護体制の構築を目指してまいります。

続きまして、資料 1-2 「防災気象情報の改善に伴う地域防災計画の読み替え」について、ご説明いたします。

国では、住民の皆様が災害時に取るべき行動を、より分かりやすく判断できるよう、防災気象情報の体系見直しを行いました。

新しい情報体系は、令和8年5月下旬から全国で運用開始となっております。

今回の改善のポイントは三点ございます。

一点目は、気象情報の名称に「レベル3」「レベル4」といった警戒レベルを付け、避難行動との関係を分かりやすくしたことです。

二点目は、警戒レベル4相当の情報として、新たに「危険警報」が創設されることです。

三点目は、河川の氾濫や土砂災害など、災害の種類ごとに情報体系が整理されることです。

例えば、旧来の「土砂災害警戒情報」は、「レベル4土砂災害危険警報」という名称に変更されます。

これらの制度改正に伴い、本市の地域防災計画につきましても、記載されている気象情報の名称を新しい名称へ読み替えて運用いたします。

続きまして、資料1-3「組織改正に伴う地域防災計画の読み替え及び修正スケジュール」について、ご説明いたします。

昨年7月、本市におきまして組織の名称変更がございましたので、地域防災計画に記載しているそれぞれの部署について対応してまいりたいと考えているところでございます。

主な変更の例といたしましては、それまであった「子育て支援部」は「子ども若者部」という名称に変わってございます。

また、「情報推進課」は「情報システム課」という形で変更されているものでございますので、今回の地域防災計画全体の修正に合わせまして、組織改正の部分につきましても対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

この大きな3点の見直しの内容につきまして、今後所要の調整を行わせていただいた上で、年明けに開催を予定しております第2回防災会議にて、修正の決定をさせていただければと考えているところでございます。事務局からは以上でございます。

○会長

説明が終わりました。

補足等があれば頂戴したいと思います。

《補足説明》

●委員

緊急医療救護所を改正するにあたり、皆さまが最もご懸念される点は、従来6箇所あった救護所が4箇所に減るということかと思えます。しかし、先ほどご説明があったとおり、これまでの体制では救護所と病院が離れている状況がありました。

実際の災害発生時の状況を見ても、多くの負傷者は直接病院を受診される傾向にあります。そのため、救護所と病院が離れていると、両方で相互補完が難しくなる課題があります。今回の改正では、まず医療従事者が病院へ向かい、病院の機能を回復・維持しつつ、特にトリアージを行った後、軽症者を病院外の別の場所で治療できる体制を構築することで、病院側の負担を軽減するという仕組みとなっています。

また、今回4病院を救護所として指定した理由としては、病院は通常の医療サービスを休止することなく運営されている状況があるため、医師不足となるからです。災害時には、災害関

連死への対策も非常に重要であり、熊本地震でも地震後 72 時間以降のみならず発生直後の 3 日間に熱中症などが起こった実例があります。

このような課題に対応するため、災害関連死の防止に重点を置いた病院を指定し、手厚い体制を整える方針をとりました。

今回の緊急医療救護所の体制変更により、救護所の数が減ることになりますが、医師や歯科医師、薬剤師が連携して医療救護体制を構築してまいります。

その中で、特に病院がない地域については、近隣に病院がないことから救護所の減少への懸念があると認識しております。

こうした地域の市民の方々には、十分な周知を図り、改正内容への理解を得られるよう努める必要があると考えています。

以上、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

<意見なし>

次に議題 2「令和 8 年度西東京市総合防災訓練（案）について」事務局から説明願います。

○事務局

それでは議題 2 について、事務局より説明させていただきます。

資料 2「令和 8 年度西東京市総合防災訓練（案）」について、ご説明いたします。

令和 8 年度につきましても、市民の防災意識を高める取組と、市職員の災害対応能力を高める実動訓練を組み合わせ、総合的に市全体の防災力向上を図る内容としております。

まず、市民向けの防災啓発イベントです。

10 月 25 日（日）に、都立東伏見公園で開催を予定しております。

会場では、自衛隊の皆さまによる炊き出し訓練をはじめ、約 30 の関係機関・団体による展示・体験ブースを設置いたします。

また、今年度は新たな取組として、子どもから大人まで楽しみながら防災を学べるクイズコーナーや、より広く学べるように、トイレカーの展示や体験を実施する予定です。

あわせて、在宅避難や備蓄など、市の防災施策についても広く周知し、市民の防災意識の向上につなげてまいります。

続いて、実動的な訓練の内容でございます。

10 月 28 日（水）には、東京都の被害想定に基づく震災シナリオにより図上訓練を実施いたします。

災害対策本部における情報集約、関係機関との連携、意思決定の流れを検証し、災害対応能力の向上を図ります。

さらに、10 月 31 日（土）には碧山小学校において初動要員を対象に、避難所開設訓練を実施いたします。

アクションカードを活用し、初動要員が避難所へ参集してから受付設置、避難者受入れ、初期運営までを実動形式で確認し、初動対応能力の向上を図ります。

市民啓発、図上訓練を相互に連動させることで、市民・関係機関・行政が一体となった実効性の高い総合防災訓練として実施してまいります。

以上で、令和８年度西東京市総合防災訓練（案）の説明を終わります。

○会長

説明が終わりましたが、ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします

<意見なし>

よろしいでしょうか。委員の皆様におかれましては、訓練へのご協力何卒よろしくお願いいたします。

○会長

その他、委員の皆様が日頃より取り組んでいただいている防災に関する取組などについて、是非ともご紹介いただければと存じますので、ご発言いただける方の挙手をいただければと存じます。

何かございますか。

○委員

震災時の水の確保についてお話をさせていただきます。

冒頭、市長からもお話ございましたが、熊本地震では人命や建物に甚大な被害が発生し、被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、水道設備も大きな被害を受け、10万世帯が断水する事態となりました。震災から3週間経過した現在も、7,000世帯余りが断水している状況ですので、東京都水道局も現地にて応急給水などの支援を行っています。

災害時における水の確保については、飲料水に関してはペットボトルなどの支援により比較的確保されやすい一方で、生活用水、特に風呂、トイレ、食器洗いなど大量の水を必要とする用途については確保が難しい状況があります。

とりわけ医療現場では、清潔な水が不足すると医療行為に支障が生じる恐れがあるため、水の確保は重要な課題です。

現在、水道局では水道管の耐震化を進めていますが、首都直下地震のような大規模地震では、同時多発的に水道管の損傷が起き、広範囲で断水する可能性があります。

そのような事態に備え、平時から応急給水を行う側と給水を受ける側、双方が準備を進めておくことが必要です。

西東京市では応急給水施設として、水道管から直接水を取り出せる応急給水栓を備えた避難所があります。

また、市内の給水所には、震災時に一部を応急給水エリアとして設置し、給水を行う仕組みが整備されています。

これらの設営は、水道局や市職員により行われますが、災害発生時に職員の到着を待たず、自治会や指定された住民の方々による自主的な設営と給水が可能となる制度も設けられています。

この制度の活用を進めるため、水道局は訓練を実施しておりますので、積極的な参加をお願いしたいと思います。

また、給水を受ける側の課題として、給水場所から自宅まで水を運ぶ際の手段があります。交通手段が寸断される恐れがあり、その場合、徒歩で水を運ぶことは非常に困難です。防災用品として背負える給水袋や、ホームセンターで販売されている収納性の高い給水用具を活用するなど、個々での準備も重要になります。

非常時には、市と水道事業者が協力し合い、命や生活を守る体制を築いていく必要があります。

市民の皆さまには引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○会長

ありがとうございます。また、市の防災訓練でもご案内いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

他の委員の皆様からはいかがでしょうか。

○委員

情報提供として、防災訓練に関する消防署の取り組みについてお話をさせていただきます。

今後、消防署としても防災訓練に協力してまいりたいと考えています。

今年、消防署では防災訓練を進めるにあたり、職員が様々な市の部局と連携した訓練に初めて取り組む機会が多くありました。その一端をご紹介します。

まず、保谷庁舎前の「こもれびホール」において、子ども連れのご家族が参加されたイベント後に、危機管理課と連携しながら実施した訓練があります。

災害映像をVR技術で体験できる車両の活用や、煙体験コーナー、小さなお子さんが遊びながら学べる初期消火訓練などを実施しました。

これらの取り組みを通じて、子どもたちにも楽しみながら防災について学んでもらうことができました。

また、いこいの森公園では「びしょ濡れ消防フェス」を開催しました。

猛暑日に噴水広場で消防車のタンクに入れたきれいな水を用いて放水を行い、子どもたちをびしょ濡れにして楽しんでもらうという取り組みです。

噴水と上からの放水が組み合わさり、参加者から非常に好評いただき、「明日もやるのか」との声をいただくほどの盛況でした。また、その際には、チョークで描かれた絵を水消火器で消す遊びなど、楽しみながら防災について学ぶ機会を提供しました。この取り組みは、公園管理者と初めて連携して実施したものです。

さらに、保谷小学校で市の児童青少年課が主催した「サマー子ども教室」にも参加しました。体育館などを借りて「防災運動会」を開催し、消火器の使い方を学びながらホースを伸ばしたり、物を飛ばしたりといった遊びを通じた防災訓練を実施しました。参加した子どもたちに楽しみながら訓練に取り組んでもらい、親や地域にも良い影響を与えるような取り組みになったと感じています。

このように、消防署では市の各部局と連携して様々なアイデアを活用した防災訓練を進めています。特に子どもを中心にした訓練は、親や地域へ波及する効果も期待でき、結果として防災行動力の向上につながるのではないかと考えています。

引き続き、皆さまと共に協力しながら防災啓発活動を進めてまいりたいと思います。

以上、ご紹介させていただきました。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございます。

様々な地域活動に取り組んでいただきましたことに、感謝申し上げます。

引き続きよろしくお願いいたします。

他はいかがでしょうか。

○委員

千葉県の高雨に関連した件について、お伺いしたいと存じます。

千葉県で発生した豪雨では、通常想定される河川の氾濫による水の溢れだけでなく、道路の冠水が非常に多かったことが特徴でした。この原因として、ほとんどの地域が坂になっているため四方から水が集まり、さらにアンダーパスで水が排出されない状況があったことが挙げられます。こうした状況が、道路冠水被害を大きくしている要因と考えられます。

この点に関連して、東伏見交差点周辺について確認をお願いしたいと思います。

この地域では石神井川の河川整備が進んでいますが、東伏見トンネルのアンダーパスと下保谷トンネルのアンダーパスという2箇所が存在します。もし非常に大規模な豪雨が発生した場合や、石神井川が氾濫した場合に、これら幹線道路がその状況に耐えられるかどうかについて、お話を伺いたいと思っています。

また、雨が降ると青梅街道では3車線のうち左側がしばしば冠水する状況も確認されており、これが今後どの程度の影響を与えるかについても併せてご検討いただければ幸いです。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員

まず、道路の話に入る前に河川整備についてお話させていただきます。

現在、石神井川上流の河川整備を進めており、調節池や連絡管などの整備を進めることで出水を抑えるための対策を講じています。

こうした河川整備を進める一方で、道路についても補修作業を進めております。

特にアンダーパスに関しては、冠水への対応として現場確認を行っており、想定を超える雨が集中した場合には水が溜まることが課題となっています。

このような状況に対しては、車両が進入しないための表示を出すなどの必要な対応を行っています。

また、道路冠水の原因として、排水桝の上にごみが溜まることで雨水が流れない場合があります。

この対策として、排水桝の清掃を確実にすることが重要です。道路パトロールを通じてゴミ除去を進めていますが、皆さまもお気づきの際にはご協力いただけますと冠水防止の一助となります。

今後も河川整備や冠水防止対策を着実に進めることで、より安全性を確保できる環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

○委員

資料の中に写真も掲載されておりますが、この機会にお話しさせていただきたいと思います。

今年も総合防災訓練において、災害用伝言ダイヤルの体験コーナーを設置し、展示を行う形で協力させていただければと考えています。

熊本地震の際にも、災害用伝言ダイヤルは家族間の連絡手段として活用されましたが、その利用には2つの課題があることが分かっています。

1点目は、家族間で連絡を取る際に、代表番号を事前に決めていない場合、大事な場面でも連絡が取れない可能性があるという点です。この点について、現場で参加者にご案内を行い、事前準備の重要性をお伝えできればと考えています。

2点目は、公衆電話の使い方に関する課題です。災害発生時には公衆電話が無料開放されますが、スマートフォンや携帯電話に慣れた世代の子どもたちの中には、公衆電話の使い方を知らない子も多い状況です。例えば、お金を入れる前に受話器を上げるという基本操作すらわからない場合があります。この体験会を通じ、子どもたちが実際に操作方法を学び、災害時の備えとする機会を提供したいと考えています。

総合防災訓練を通じて、こうした取り組みを進めていけるよう、ご協力いただけますと幸いです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

また防災訓練の方でもご協力よろしくお願いいたします。

他はよろしいでしょうか。

それでは、市民の安全・安心のため、また防災力の向上に取り組んでまいりますので、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

以上で議事を終了いたします。

議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和8年度第1回西東京市防災会議を閉会といたします。